

Ⅷ 生活衛生

1 狂犬病の予防と動物愛護 生活衛生課・生活衛生係

狂犬病予防法と佐世保市飼い犬等の管理に関する条例に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射を行っているほか、市民から寄せられる、犬に関する様々な苦情の処理を行うとともに、放し飼い、捨て犬等により野犬化した犬の捕獲、抑留、告示、評価、返還、譲渡、処分の一連の業務を実施しています。

近年、狂犬病予防接種の実施率は横ばい傾向にありますが、飼い主のモラルを問う放し飼い、糞の不始末、鳴き声等の苦情も多いことから、広報・啓発を行っています。

また、平成28年度に中核市への移行に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき犬猫の引き取りや負傷動物の収容を行っています。

[令和2年度実績]

(1) 狂犬病予防法関係

犬登録数	予防注射数	捕獲頭数	返還数	譲渡数	処分数
11,494	8,375	46	35	6	2

(2) 犬・猫引取関係（中核市業務）

犬引取数	譲渡数	返還数	処分頭	猫引取数	譲渡数	返還数	処分頭数
9	4	0	2	435	124	0	306

(3) 犬に関する苦情等

鳴声	放し飼い	糞尿	家畜被害	入り込み	捨て犬件数	野良犬件数	飼犬収容件数	その他	計	咬傷事故届出件数
11	14	16	1	5	1	0	0	50	98	12

2 感染症の予防対策 生活衛生課・生活衛生係

(1) 防疫業務

感染症を媒介するそ族等の発生を予防することを目的とした、消毒業務を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、患者の接触場所等の消毒作業に関する調整等を行っています。

[令和2年度実績] 墓地・側溝等の消毒業務

墓地数（延べ墓数）	側溝（延べ面積）
6カ所（16,780基）	198,760㎡

3 環境衛生 生活衛生課・生活衛生係

環境衛生監視員を配置し、生活衛生関係施設に関する相談に応じ、必要な指導及び監視を行うことにより公衆衛生の向上を図ります。

(1) 営業六法関係

理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、興行場法、旅館業法に基づき対象施設の許認可業務を行っています。また、採水検査等の監視指導を行っています。

[令和2年度実績]

区 分	施 設 数	許 認 可 数	廃 止 数	監視指導件数
理 容 所	261	4	4	11
美 容 所	637	28	17	33
クリーニング業	260	2	10	47
一般クリーニング所	65	0	1	45
取次店	195	2	9	2
公 衆 浴 場	50	0	0	28
一般公衆浴場	1	0	0	1
その他の公衆浴場	49	0	0	27
興 行 場	28	0	0	0
旅 館 業	190	3	3	21
旅館・ホテル営業	94	2	3	17
簡易宿所営業	95	1	0	4
下宿営業	1	0	0	0

(2) 特定建築物

不特定多数の人が利用する特定建築物の衛生管理に必要な事項について、監視指導を行っています。

[令和2年度実績]

区 分	事務所	店 舗	旅 館	興行場	百貨店	学 校	その他	合 計
設 置 届 出 数	27	27	19	6	3	4	12	98
監 視 指 導 数	0	3	0	0	0	0	0	3

(3) 水道法関係

専用水道、簡易専用水道、小規模簡易専用水道、その他供給施設の維持管理等について指導を行っています。また、化学物質や農業による飲料水汚染の調査も行っています。

[令和2年度実績]

施 設 数					行 政 検 査		
簡易水道 (民営)	専用水道	簡易専用 水 道	小規模簡易 専用水道	供給施設	一般・原水 検査	化学物質 農薬検査	監視指導 件 数
2	16	442	296	2	24	8	26

(4) 温泉法関係

温泉を公共の浴用又は飲用に利用する施設の許可業務を行っています。また、温泉成分により禁忌症、適応症及び入浴または飲用上の注意に関する掲示を行うよう監視指導を行っています。

[令和2年度実績]

施設数	許可数	廃止数	監視指導件数
33	1	2	11

(5) 化製場等

化製場の設置許可及び指定区域内での動物の飼養等に対する許可業務を行っています。

[令和2年度実績]

化製場等	死亡獣畜 取扱場	飼養施設						監視指導 件数
		牛	豚	鶏	犬	他	計	
1	14	8	2	0	1	0	11	0

(6) 家庭用品

かぶれや接触性アレルギーなどの家庭用品による健康被害を防止するため、規制対象の一つであるホルムアルデヒドの検査を実施し、取扱業者の衛生意識の向上を図っています。

[令和2年度実績]

試 買 検 査		
適合	不適合	合 計
24	0	24

(7) 遊泳用プール等（100トン以上）

多くの人々に利用される遊泳用プールに対し、水質基準、施設基準及び維持管理基準に基づき、監視指導を行っています。

4 斎場・墓地 生活衛生課・生活衛生係

(1) 斎場の運営及び市有墓地の管理運営

市内3ヶ所の斎場（西部芳世苑、東部芳世苑、宇久やすらぎ苑）の運営、並びに、本市所有の墓地及び納骨堂の維持管理を行っています。

① 斎 場

斎場名	所在地	火葬炉数	管轄区域	開設年月日
西部芳世苑	大潟町392-2	7基	東部地区及び宇久町全域を除く 市内全域	H20. 4. 1
東部芳世苑	下の原町591	4基	東部地区（日宇、早岐、宮、三 川内、針尾、江上支所管内）	H 4. 5. 1
宇久やすらぎ苑	宇久町平1-1	2基	宇久町全域	H11.12. 1

[令和2年度の状況]

斎場名	火葬件数			改葬 遺骨	焼却 一部	遺骸 保管	通夜室 使用	式場 使用
	市内	市外	計					
西部芳世苑	2,382	180	2,562	19	81	186	50	0
東部芳世苑	821	20	841	4	0	0	0	0
宇久やすらぎ苑	50	1	51	0	0	2	35	15
合計	3,253	201	3,454	23	81	188	85	15

②墓地の状況

(令和3年3月31日現在)

区分	名称等	所在地	備考
市所有墓地	【市直営墓地】 佐世保市民霊園	大潟町	墓地基数 5,128基
	【市営墓地】 高梨墓地	高梨町	墓地基数 247基
	名切墓地	名切町	墓地基数 311基
	山手墓地	山手町	墓地基数 140基
	【市有墓地】 市内28ヶ所	市内一円	市内28ヶ所
民間墓地		市内一円	施設数 2,487施設

③納骨堂の状況

(令和3年3月31日現在)

区分	名称等	所在地	備考
市所有納骨堂	佐世保市霊園納骨堂	大潟町402-1	収蔵可能数 4,000体
民間納骨堂		市内一円	施設数 43施設

(2) 墓地等経営許可に関する業務

墓地、埋葬等に関する法律に基づく、墓地、納骨堂及び火葬場の経営等に係る許可及び、改葬の許可等を行っています。

5 食品衛生 生活衛生課・食品衛生係

近年、食品産業の発展による加工技術の発達、流通の国際化、消費者ニーズの多様化、健康志向など、食品をとりまく環境は、日々変化を遂げています。そういった中で、生命と健康に最もかかわりの深い食品の安全性確保が強く求められています。

そのため、食中毒をはじめとする食品等による危害を未然に防止し、食品衛生の確保、向上を図るため、食品衛生監視員11名を配置し、食品取扱施設の監視指導、収去検査、講習会等を実施し施設の整備、不良食品の排除、衛生知識の普及啓発等に努めています。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、飲食店への感染対策の周知等を行っています。

(1) 営業の許可及び監視指導

食品衛生法及び長崎県条例に基づき、飲食店その他製造業等に対する許可業務を行うとともに食品取扱施設の監視を行っています。

①食品衛生法等の許可を要する施設及び監視状況〔令和2年度〕

区 分	施 設 数	監 視 件 数	新規許可施設数	廃業施設数
飲食店営業	2,693	1,075	232	264
菓子製造業	259	145	25	25
乳処 理 業	1	3	0	0
乳製品製造業	3	3	0	0
集 乳 業	0	0	0	0
魚介類販売業	336	263	29	27
魚介類せり売業	2	5	0	0
魚肉練製品製造業	13	7	0	1
食品の冷凍冷蔵業	29	12	4	2
かん詰びん詰製造業	7	8	2	1
喫茶店営業	245	94	17	19
あん類製造業	3	8	0	0
アイスクリーム類製造業	26	15	0	10
乳類販売業	428	243	25	40
食肉処 理 業	25	17	0	0
食肉販売業	288	261	28	22
食肉製品製造業	3	5	0	0
乳酸菌飲料製造業	1	2	0	0
みそ製造業	9	2	0	0
しょうゆ製造業	4	2	0	0
ソース製造業	9	3	3	1
酒類製造業	4	1	0	0
とうふ製造業	6	11	0	0
めん類製造業	12	11	1	2
そうざい製造業	74	43	15	8
添加物製造業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	7	19	0	0
氷雪製造業	2	0	0	0
氷雪販売業	2	0	0	0
食用油脂製造業	3	1	0	0
魚介類加工業	52	3	1	1
魚介類販売業（無店舗）	13	0	0	0
総 数	4,559	2,262	382	423

②食品衛生法の許可を要しない施設及び監視状況〔令和2年度〕

区 分		施 設 数	監 視 件 数
乳 さ く 取 業		0	0
添 加 物 販 売 業		7 6 4	4 0
食 品 製 造	っ け も の 製 造 業] 3 6 0]] 3 3]
	こ ん に や く 製 造 業		
	そ の 他 製 造 業		
野 菜 果 物 類 販 売 業		7 4 4	6 7
そ う ざ い 類 販 売 業		5 5 6	7 4
菓 子 販 売 業		1, 2 4 3	8 1
そ の 他 食 品 販 売 業		1, 0 9 0	8 1
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ お ち ゃ の 製 造 又 は 販 売 業		1 2 5	3 8
給 食 施 設	学 校	5 6	1
	病 院 ・ 診 療 所	5 6	0
	事 業 所	2 2	0
	そ の 他	2 0 3	1
総 数		5, 2 1 9	4 1 6

(2) 食中毒事件

〔令和2年度発生状況〕

令和2年度の食中毒事件の発生はありません。

(3) 収去検査

食品衛生法に基づく規格基準違反等の不良食品を排除するため、食品衛生監視員が市内で製造販売している食品を収去し、保健所試験検査課で検査を実施しています。

[令和2年度食品試験検査結果]

区分	試験した収去 検体数	不良 検体数	不良理由				
			大腸 菌群	異物	添加物 使用 基準	法定外 添加物	その他
魚介類	17	3	0	0	0	0	3
冷凍食品	無加熱摂取	0	0	0	0	0	0
	加熱摂取(冷凍直前加熱)	0	0	0	0	0	0
	加熱摂取(冷凍直前未加熱)	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍魚介類	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品	0	0	0	0	0	0	0
乳製	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	0	0	0	0	0	0	0
野菜類果物及びその加工品	3	1	0	0	0	0	1
菓子類	5	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	7	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0
水	19	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	13	1	1	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0
牛乳及び加工乳	3	0	0	0	0	0	0
総数	67	5	1	0	0	0	4

(4) 行政処分

[令和2年度状況]

営業許可の 取り消し	営業の 禁止	営業の 停止	改善 命令	物品の 廃棄	その他 (始末 書等)	告発件数	
						無許可営業	その他
0	0	0	0	0	4	0	0

(5) 佐世保市食品衛生協会の育成

協会が行う事業、特に食品衛生責任者講習会、食品衛生指導員による巡回指導等に対し積極的に協力し、営業者自身による自主管理体制の確立に努めています。

また、活動補助金を交付し、協会の自主活動の助長を図っています。

◇佐世保市食品衛生協会の概要

所在地：佐世保市高砂町5-1 TEL 25-1171

会員数：3,430（令和3年3月末現在）

(6) 食品衛生啓発事業

〔令和2年度営業者、消費者に対する衛生講習会開催状況〕

総 数		営 業 者		消 費 者	
回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員
9	3,135	6	3,076	3	59

6 食肉衛生検査 食肉衛生検査所・検査第一係・検査第二係

食肉衛生検査所（干尽町3番地42、Tel 33-5843）では、獣医師である と畜検査員及び食鳥検査員を配置し、病気や異常のある食肉及び食鳥肉を取り除くため、牛、豚、馬、緬・山羊、鶏の個体ごとの検査（と畜検査及び食鳥検査）を実施しています。

（1）と畜検査及び食鳥検査

全ての食肉及び食鳥肉は、複数の獣医師による と畜検査及び食鳥検査を受けています。下記の検査工程を経て、合格したものだけが流通を許可されます。

①生体検査（生体検査）

家畜・鶏を生きた状態で検査します。伝染病や食用に適さない病気・異常が認められた場合は、とさつが許可されません。

②解体前検査（脱羽後検査）

とさつされた家畜・鶏の血液の性状等を解体前に検査します。伝染病や食用に適さない病気・異常が認められた場合は、解体が許可されません。

③解体後検査（内臓摘出後検査）

解体後の内臓や枝肉等を検査します。心臓・肝臓・肺・胃腸などの内臓検査や、枝肉・骨などの枝肉検査、皮・乳房・頭等の検査に区分されます。複数の獣医師で多角的に判断します。

伝染病や食用に適さない病気・異常が認められた場合は、食用としての流通が許可されません。

（2）精密検査

上記のと畜検査及び食鳥検査で異常が見つかり、即時判断が困難な場合には、精密検査室で微生物検査、病理検査、理化学検査、寄生虫検査、BSE検査などの専門的な検査を実施します。

（3）衛生検査・残留動物用医薬品検査・調査研究

食肉及び食鳥肉に由来する食中毒菌等の衛生検査、残留動物用医薬品等の検査を行い、衛生と安全性の確保を図ります。また課題解決や技術導入を目的とした調査研究を行います。

（4）監視及び指導

と畜場及び食鳥処理場の衛生管理が適切に行われているかを検証し、必要に応じて指導を行います。

(5) 令和2年度検査状況

〔と畜検査〕

	と畜検査頭数	精密検査頭数	検査成績		
			とさつ禁止頭数	全部廃棄頭数	一部廃棄頭数
成牛	10,857	74		42	8,587
仔牛	6			1	3
豚	108,860	171		144	83,601
その他	9				1
計	119,732	245		187	92,192

※一部廃棄頭数は延べ数

〔食鳥検査〕

	食鳥検査羽数	精密検査羽数	検査成績		
			とさつ禁止羽数	全部廃棄羽数	一部廃棄羽数
ブロイラー	396,741	7		980	22,967

※一部廃棄羽数は延べ数

〔衛生検査・残留動物用医薬品検査・調査研究〕

	検体数	微生物検査	病理検査		残留動物用医薬品検査		理化学検査		血液検査	血清検査	その他の検査	延検査件数
			細胞	組織	直接	抽出・分別定量	血清	その他				
牛枝肉 細菌検査	40	590										590
牛枝肉 0-157検査	30	103										103
豚枝肉 細菌検査	40	510										510
豚枝肉 サルモネラ等検査	30	193										193
食肉処理施設 衛生検査	40	120									20	140
食鳥処理 精密検査	11	82		5								87
食鳥処理 衛生検査	1,855	2,889									400	3,289
牛 残留動物用医薬品検査	893				2,601	134						2,735
豚 残留動物用医薬品検査	393				1,092	89						1,181
鶏 残留動物用医薬品検査	35				96	9						105
他 残留動物用医薬品検査	21				63							63
調査研究	392	1,649		47								1,696
その他（精度管理等）	19	202				5						207
計	3,799	6,338		52	3,852	237					420	10,899

(1) 統合事業

民営簡易水道の課題解決に向け平成24年度に策定した「第1次佐世保市簡易水道等統合実施計画」(計画期間:平成25年度～平成34年度)に基づき、市上水道との統合事業を推進します。

〔計画概要〕※ 実績及び見直し等により事業期間は当初計画と異なる。

順位	グループ名	簡易水道名	事業期間
1	野中・十文野地区	楠木専用水道	H25年度～H27年度
2	筒井地区	平地飲料水供給施設	H26年度～H28年度
		筒井大石飲料水供給施設	
3	小川内地区	小川内第1飲料水供給施設	H27年度～H30年度
		小川内第2飲料水供給施設	
		中山飲料水供給施設	
4	柚木地区	潜水・戸平田簡易水道(公営)	H28年度～R1年度
		高花飲料水供給施設	
		三本木専用水道	
		戸ヶ倉飲料水供給施設	
5	野中・十文野地区	野中専用水道	R2年度～R4年度
		十文野専用水道	
		白仁田簡易水道(公営)	
		山住飲料水供給施設	

(2) 維持管理に対する支援

市上水道との統合が完了するまでは、全ての民営簡易水道の維持管理に対し、人的及び財政的支援を継続し、安全・安心で安定した水の供給に努めます。

〔民営簡易水道一覧〕

(令和3年4月1日現在)

	水道事業名	地区	設置年	給水人口	給水戸数
1	宮簡易水道	宮	S32	2,720	974
2	里美簡易水道	柚木	H11	102	32
3	宮津専用水道	宮	S38	221	83
4	十文野専用水道	中里皆瀬	S37	119	54
5	瀬道専用水道	宮	H元	98	33
6	烏帽子飲料水供給施設	中部	S52	84	34
7	山住飲料水供給施設	中里皆瀬	S22	44	22
8	中尾地区飲料水供給施設	江迎	S62	32	12